

令和8年度二次募集 ものづくりステップアップ支援事業補助金 交付の手順（流れ）

補助金を受けようとする方は、以下の手順で手続きを行ってください。下記 ☐ **太枠の部分**が補助希望者に行っていただく手続です。

① 事業認定申請書提出（西脇市役所）

※申込期日：令和8年9月18日（金）

【提出書類】

- ・西脇市ものづくりステップアップ支援事業認定申請書（様式第1号）
- ・企業概要書（様式第2号）
- ・事業計画書（様式第3号）
- ・事業計画書（審査会審査事業補助シート）
- ・誓約書兼市税等の調査に関する承諾書（様式第4号）
- ・直近2期分の確定申告書及び収支決算書（税務署の受付済み）
- ・履歴事項全部証明書又は定款（法人の場合）
- ・住民票の写し（個人の場合）
- ・主な事業に係る見積書の写し、申請内容の説明資料

※ 提出時に事業内容について聞き取りを行います。

★事業期間について★

令和8年4月1日～令和9年2月28日

の期間に事業を実施する方で

令和9年3月5日までに

実績報告ができる場合に限りです。

② 審査の実施（書類審査＋審査会での面談）

開催日：令和8年10月中旬

審査会において、採択の可否を審査・決定します。

・新製品・新商品・新技術・新サービスの開発及び導入

※西脇チェック活用商品開発メニューは書類審査のみ

④ 交付申請書提出（西脇市役所）

【提出書類】

- ・西脇市ものづくりステップアップ支援事業補助金交付申請書（様式第6号）
- ・事業計画書（様式第3号）

③ 採択可否の決定（令和8年10月下旬）

採択・不採択決定通知書送付

⑥ 実績報告（西脇市役所）

※令和9年3月5日（金）までに必ず行ってください。

【提出書類】

- ・実績報告書
 - ・補助事業の実施状況に関する写真
 - ・事業費支払関連書類（請求書・領収書のコピー等）
 - ・補助事業の実施による事業実績書（対象事業のみ）
- 対象事業
新製品・新商品・新技術・新サービスの開発及び導入

⑤ 交付決定通知書送付

令和8年11月上旬

※書類審査のみのメニューは随時

⑦ 現地調査・聞き取り

必要に応じて、操業状況の調査・聞き取り等を実施します。

⑨ 補助金の請求（西脇市役所）

⑧ 補助金の額確定・確定通知書送付

⑪ 事業の成果報告

※毎年度4月15日までに必ず報告してください（5年間）。

【提出書類】

- ・ものづくりステップアップ支援事業成果報告書（様式第8号）

⑩ 補助金の交付